

広報特別委員会記録

令和 7 年 6 月 1 3 日

【開催日】 令和7年6月13日（金）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午前11時22分

【出席委員】

委員長	恒 松 恵 子	副委員長	古 豊 和 恵
委員	岡 山 明	委員	福 田 勝 政
委員	松 尾 数 則	委員	矢 田 松 夫

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】 なし

【参考人出席者】

参考人	樋 口 晋 也		
-----	---------	--	--

【事務局出席者】

事務局次長	中 村 潤之介	議事係書記	末 岡 直 樹
-------	---------	-------	---------

【審査内容】

1 陳情書（広報委員会の件）について

午前9時 開会

恒松恵子委員長 皆様おはようございます。ただいまから広報特別委員会を開会いたします。（「委員長」と呼ぶ者あり）

古豊和恵副委員長 前回の委員会を振り返りまして、陳情者が来所される前に、勝手に推測で発言して申し訳ありませんでした。反省して、以後気をつけて発言いたします。そこで当該発言部分について取消しをお願いいたします。よろしくお願いします。

恒松恵子委員長 それでは今、古豊副委員長から申出があった事項を不穩当発言と認め、取り消すことについて、委員の皆様にお諮りいたします。よ

ろしいですか。

松尾数則委員 内容がよく分からないんだけど。

中村議会事務局次長 今、不穏当発言と認めということで委員長がおっしゃいました。その部分を繰り返し述べることで自体がまた不穏当発言になりますので、該当箇所ということで副委員長が申されたことで御理解いただきたいと思います。

恒松恵子委員長 そのほかございますか。それでは不穏当発言と認め、発言の取消しについて許可することといたします。

中村議会事務局次長 特別委員会の審査においては、委員会の開催された日ごとにおいて、もし取消しをすべき発言が出た場合には、記録上から取り消すことができるんですけども、このたび委員会が既に終了しておりますので、別日の開催における措置ということになりますので、記録上は前の委員会の記録も残ってしまいます。そして、このたび、取り消す旨の発言があったということで事実行為として両記録に残るということで御理解いただきたいと思います。

恒松恵子委員長 事務局から説明があったとおりでございます。それでは本日は陳情書（広報委員会の件）についてを議題として審査を行います。本日は参考人として陳情者であります樋口晋也氏の出席を得ております。参考人の樋口晋也氏から、本日、パソコンを使用する旨の要望がございましたので、これを許可いたします。それでは、委員会を代表して、参考人の方へ一言御挨拶を申し上げます。本日はお忙しい中にもかかわらず、本委員会に出席していただきありがとうございます。委員会を代表して心から厚くお礼を申し上げますとともに、本日は忌憚のない御意見をお述べくださるようお願いいたします。本日の議事について申し上げます。本陳情書について参考人の方から説明していただきまして、その後、

質疑に入ります。なお、参考人におかれましては、問題の範囲を超えないようお願いいたします。また、参考人は委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、併せて御了承願います。また、本日参考人より、陳情書の補完のために資料の提出がありました。陳情の趣旨は4項目であり、樋口さん、資料についてはそれに関連するものと考えてよろしいでしょうか。

樋口晋也参考人 参考人としては、意見陳述において必要であるから提出したので、あとは議会が必要であると認めるのか認めないかという話で、私の判断ではないと思います。

恒松恵子委員長 それでは委員会の皆様にお伺いするため、暫時休憩を取りたいと思います。

午前9時5分 休憩

午前9時11分 再開

恒松恵子委員長 それでは休憩前に引き続き広報特別委員会を再開いたします。先ほど不穏当発言について副委員長から申出がありましたが、皆さん、委員の賛否が分かりにくかったので、いま一度お尋ねいたします。不穏当発言と認め、取消しすることについて、皆様よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは異議なしとのことでしたので、不穏当発言と認め、取消しいたします。それでは、陳情書の内容について、参考人から説明を求めます。それでは樋口晋也さん、お願いいたします。

樋口晋也参考人 最初に先週6月6日の委員会で私が提出しました、本日取り上げられております陳情書について、いろいろと委員会内で物議を醸していたようですので、これも陳情に関わることとして触れさせていただきます。一つ目は、岡山委員から、嫌いな者にしたら、あるいは悪意が

あるものであった場合に、言葉を切り貼りして意図しない言葉に変えられる可能性があるから、音声データを流すことは反対である旨の発言がありました。これについては、そのような内容であった場合は速やかに委員長あるいは委員の誰かが発言を止めればいいだけの話です。委員会で議論すべき内容ではありません。二つ目は、音声流すのは賛成だが、何を目的で音声を流すのか不明だと。なぜ確認しないのかなどの発言が矢田委員からありました。私は陳情者として、陳情書についての説明や補足をするために参考人として呼ばれて、ここに来ています。これが全てであり、陳情書の説明のための音声であることは当然で、陳情内容に関係のない音源を再生したならば、委員長あるいは委員の誰かが速やかに停止を求めればいいだけの話です。委員会で議論すべき内容ではありません。三つ目、陳情書に追記としている記載のことについて、陳情者の意見を聞く前に追記が、陳情者の一番の目的であるかのような印象操作をして、委員会を見ている市民を誘導するような発言は、陳情者をばかにしております。がしかし、先ほど冒頭2点、訂正あるいは取消しの発言がありましたので、終わりますが、もちろんこれも委員会で俎上に乗せるようなものではありません。このように6月6日の委員会では議論するに値しない、訳の分からないことに時間を費やしました。そして、委員会でのやり取りは世界中に放映されました。これは議会の品位を下げる、おろかな時間であったと、皆さんに御理解を頂く必要があります。では、本題の5月14日の委員会の内容に入ります。この陳情書に書いております5月14日の委員会のことです。委員からは、撮り直しとは何がいけなかったのか説明してくれとの発言に対して委員長は、具体的にははっきりしておりませんとの回答で、ここから問題の全てが始まったと見ています。推察ではありますが、委員長は、議員個人の発言を具体的に取り上げていうことで、その議員が傷つくのではないかと配慮して言わなかったのではないかと思います。それは委員長の優しさでもありますが、これは足りないところであると指摘せざるを得ません。それについて他の委員からは何の発言もなかったこと。これが大きな問題として捉えています。これは委員長以外の他の委員が、誰のど

の発言が項目に沿ってないのか、この4項目ですね、資料で出しています。一般質問の動画撮影についての4項目それぞれこの皆さんで決められているんですよね。でも、何が問題であるか、気づいてない、あるいは分からない、あるいは考えていないということが明らかだから問題なんです。実際に誰からも、それについての発言はありませんでした。ということで、今日はこの委員会の皆さんに、委員長に代わって、誰の、何の発言が項目に沿っていないのか、何がおかしいのか、具体的に教えて差し上げるので御静聴ください。まず、さきの委員会資料で出ています資料3の一般質問の動画撮影についてを御覧ください。もう皆さんはつきり認識されていると思います。一般質問の前には、氏名、一般質問の内容論点、意気込み、その三つを1分以内で言うというのが一般質問の前のショート動画、一般質問の終了後には、名前と一般質問の内容論点など、そして執行部の答弁を受けて、自分自身での評価、この3点を1分以内とするということで、皆さんが定められたルールです。では、それについてちょっと具体例を、聞いていただき、見ていこうと思います。「こんにちは、私は公明党の吉永美子でございます。このたびの一般質問は、子育て支援、認知症施策、難病支援、そして住民サービスの向上、この4件について取り上げさせていただきます。」これが前の分ですね、一般質問が始まる前の発言でした。これは、この4項目にありますように名前を言われた。一般質問の内容、意気込み、1分以内ということで、何も大きな問題があるとは思っておりません。議員の子育て支援や、認知症施策、難聴支援について、住民サービスの向上、この四つについての報告動画を聞いていただきます。事務局、これ音は入っていますか、この音声。（「入っています」と呼ぶ者あり）はい。では流します。「私、一生懸命頑張りました。」一生懸命頑張りましたと今、聞こえましたでしょうか。ほかの議員頑張っていないんなら、ほかの議員の皆さんやめたらどうですかね。みんな頑張っているんじゃないですか。一生懸命頑張りました。いや、これが一般質問の終了後に、氏名、一般質問の内容、自身での評価、何に当てはまるんでしょうか。何にも当てはまってない。頑張りました。ここに書いてあります。私、4歳の孫

がいます。運動会この間あったんですよ。終わって、お母さんが孫を連れてきた。頑張ったよと言って、とってもかわいかったんですけど、いや、議員が頑張ったよって聞いて市民に何をアピールしたいのか。うちの孫は4歳ですけど、自分の名前言えます。今、後半名前ありましたか。4歳でもできることができないような人がおると。そして続きを聞きます。「前向きな答弁も出たと思います。」前向きな答弁も出たと思います。何の質問に……4項目されているんですね、この議員は、4項目されて、何について前向きな答弁が出たのか。あるいは、出たと思います。あなたが思う話を執行部がそんな中途半端な話をしたんですか。もちろん1分という限られた時間ですから4項目全部について言えるわけではありません。取捨選択が必要です。しかし、頑張りました。前向きな答弁が出たと思います。ここに何の、この4項目を果たしている目的が果たされているのか理解できません。続きます。「しかしながら、私の訴えが弱くて、執行部に届き切っていないところもあったかなというふうに反省しております。」自分の力不足だった。いや、執行部とのやり取りを受けての自分の評価って書いてありますが、ただ自分の反省、いや何で通じなかったのか、何で執行部を説得できなかったのかに全く触れていません。続きます。「今後も頑張ります。」はい。今後も頑張ります。頑張る、頑張るで、頑張るんでしょう。これ一つとって、皆さん、撮り直しが必要ないと思われたんですよ。続いていきましょう。「市長が市民の生の声を直接聞いているのか。もう一つは、市役所や市内民間企業の障害者雇用について聞いていただきます。よろしくお願いします。」はい。この議員さんは、市政の市民参画で市長は市民の声を聞いているかと。いうこと、そして障害者雇用についての質問をするということでございました。では、この議員の報告を聞いてみましょう。「質問では、まず一つ目に、市政への市民参画について取り上げました。私個人、ふだんから高い関心を持ってしまして、うまく質問できたと思っています。」うまく質問できたと思っています。これが何の報告なのか、全く理解できません。皆さん本当に説明できますか。この4項目に該当している、ここに当てはまる。うまく質問できたと思っています。これが、

皆さんが決めたルールに沿ってないでしょう。沿ってないことに何で指摘できないのか。次に行きます。「二つ目の市役所への障害者雇用率についてもしっかり勉強できたこともあって、まあ、まず満足できました。」自分もしっかり勉強してきたこともあって満足できました。何に満足できたのか。満足してもいいんだけど、市民に伝えるのに、何に満足したのかっていうことを言わなくちゃ何にも通じないですよ。ただ自己満足の発表を議員がしたっていうだけのことで、この4項目に当てはまっていないじゃないですか。それが何でこの委員会で分からないのかということです。「どうもありがとうございます。」もう1人、「古豊和恵です。このたびの一般質問は、災害時における逃げ遅れゼロ達成のための避難経路についてです。皆さんの命を守るために頑張ります。」はい、意気込みと項目についての説明がありました。これも、そんなに大きく、取りあえずこういうことにやるから皆さん見てくださいというPRでよかったんでしょう。では、この終わった後、一般質問終了後のデータです。「古豊和恵です。今回は、災害における避難経路について一般質問をいたしました。」ここまでは、やり取りのために、そのことに触れたっていうところ、ここまでは何も問題ないと思います。そしてこの議員さんはちゃんと氏名を言うというルールを守っています。守っていない議員がいるのに、そのことも誰も指摘をしてないっていう現実をちゃんと皆さん認識してください。「災害時にいかに安全に避難できるか。これからも、私自身も頑張って続けて一般質問をしていきたいと思っています。」これからも頑張って一般質問をしていく、じゃなくて執行部に聞いたときに、執行部が何と答えたのか、何と答えて納得したのか、納得できなくて、何で取り上げてくれないのか。あるいは取り上げてもらって、これが前に進みましたっていう報告なのか、何がどうなったのか何も分からない。この分からない状況を何で委員会の皆さんは指摘ができないんでしょうか。ということで、全部上げていたら切りがないのでこの三つで終わりますけれども、委員長は委員会の中で議会に興味を持ってもらえるような動画にしたいと言っていましたけれども、これが目的じゃないんですか。その目的達成のために、先ほど来言っている4項

目を定められたんだと私は思っていたんですが、本当にこれらをこの委員会の皆さん見たんでしょうか。誰もこれに疑問を持たなかったっていうことなんです。ちょっと話を変えます。委員会の皆さんは、5月13日付けで、執行部から議会に提出された申入れ書、御存じでしょうか。もう全文省きますが、総務部長名で、質問要旨や質問事項を詳しく示せ。聞き取り時に質問の意図などを明確にしてほしいと。議員が提出する資料は聞き取りまでに提出してくれ。聞き取り後に質問の内容を変更しないこと。一般質問に関する資料の提供はルールにのっとり議会事務局を通じて依頼すること。そしてここからです。通告書とかけ離れた一般質問をしないこと。議案と全く関係のない質疑は行わないこと。予算議案の審査において、予算議案と関係のない質問はしないこと。これ一番下の三つはともかくとしても、上の五つ、これ基本的にもうルールで決まっていることでしょう。何でこんなことを今さら言えるんですか。この総務部長からの申入れの最後の三つは、議会が、いかに稚拙で、ばかな集団であるかということを示しているんですよ。小学生相手の先生のようなことまで書かれて、執行部の議員に対する見え方を示していると僕は受け取っています。委員会が取り組むこのSNSの発信で議員が、頑張ります、よかったですと、ばかな発言をすればするほどなめられる。しかもそれを所管する広報特別委員会は、注意することもなく、何も考えずに、時の流れに身を任せると。しかも、この総務部長名で出された文書に対して、ある議員は、X（旧ツイッター）で、投稿しています。一般質問に、総務部長名で出されたこの文書についてですね。一般質問について、できる限り本番での臨機応変なやり取りはないように（できないように）、質問者も答弁者も、あらかじめ準備された原稿を正確に読むことに注力すべし、私はこう受け取ったと投稿していました。もちろん、受け取りは個人の器量であり、自由ですが、こうやって、浅はかで身勝手な解釈をする自称市民派議員まで出てくる始末です。議会の両輪、執行部は議会と執行部は両輪だって言いますけどね、何が両輪ですか。補助輪にしかになってないじゃないですか。私は議会応援団であり、行政の応援団を自負する者です。私が見ても、この総務部長の最後のこ

の三つは何とも辛辣なことが書いてあるなと感じました。でも、これを議会の誰が、どの議員が正当な理論をもって反論できるのでしょうか。議会運営委員会においても、委員長がこの申入れに対して真摯に向き合う姿勢を示していました。また、議長はきっとじくじたる思いでこの文章に向き合っているのではないかと私は想像しています。要するに議会が機能不全を起こしている状態で、職員に本来求められること以上の負担がかかっていることから、総務部長は見るに見かねて要請をしてきたのだと私は思っています。議員の皆さんに対して行政は気を使って平身低頭で対応されていますが、みんな下を向いてペロってペロを出していますよ。この申入れ書も、SNSでの発信のことも同じで、一言で言えば、一事が万事。情けない議会っていうことで、議員だけではなく、議会さえもがばかにされているということなんです。最後ですが、私は今、議員の在り方が問われていると思っています。一般質問は、議員個人が行うことで、その評価は議員個人が受けます。また委員会審査の中での議員個人の質疑等によっても、議員個人が評価されますが、一般質問以外については、委員会を含め、全てが議会人としての評価、であることを認識する必要があると思います。なぜか。それは議会の評価に直結することだからです。皆さんは、議員と議会人の区別がついていないのではないのでしょうか。これは、議員個人の思想信条に触れるということではありません。議会の中で当たり前のことが当たり前に進んでいく。そんな議員の資質が求められているということです。そのためには議員は、地方自治法に精通し、議会基本条例を学び、申し合わせ事項は頭に入れて込んで、議会人へと成長していく義務があるのではないのでしょうか。今日の意見陳述の冒頭で、6月6日の委員会について3点の指摘をさせていただきましたが、議会人であったならば、このような質疑自体、委員会にはなかったはずです。議員皆さんにいま一度御一考いただきたいと願っています。これが、この陳情で私が伝えたかった根っこの部分です。以上ですが、陳情書に記載している4項目以外に追加の質問を整理します。4項目はもう書面で出ておりますので読み上げませんが、これに7項目追加させていただきます。1、なぜ広報委員会は、SNSを活用し

て、一般質問の前後にショート動画を発信しようと考えたのか。その目的を教えてください。二つ目、データを切り貼りして、趣旨が変えられる可能性があるとの発言がありましたが、これは陳情者である私がそのような行為をしかねないという、個人に向けた発言でしょうか。お答えください。3番。音声データを事前確認する必要性を訴える委員がいましたが、山陽小野田市議会は参考人に対して、事前検閲をかけるやり方を進めるようになったのでしょうか、教えてください。四つ目、5月14日の広報特別委員会では、全会一致、全員一致で、撮り直しはしない。本人が希望しても、撮り直さないと決定がされました。これは間違いありませんか。教えてください。五つ目、同じく5月14日で、組織的な機関決定をされていますので、幾らお粗末でみっともない映像であっても、議長や事務局が勝手に削除するということはないという認識でいいかどうか、お答えください。6番。この映像が議長などの鶴の一声で削除され、事後追認となるようなことはないという理解でよろしいか、お答えください。最後7番。そもそも陳情書の意見陳述は何のために行われるのかお答えください。以上7点を追加しますので、計11項目について速やかな回答をお願いいたします。以上です。

恒松恵子委員長　それでは、ありがとうございます。以上で陳情書に対する説明が終わりました。これより質疑に入ります。委員の皆様、質疑をお願いいたします。

松尾数則委員　陳情者がおっしゃられた7項目も含めて審査するんですか。この内容は陳情書の内容について4項目だけ審査するものかと思っていたんですが。

樋口晋也参考人　それは陳情者がいないところで、委員会で諮られたらいいんじゃないでしょうか。私がここの意見を申し上げる立場にないと思います。

恒松恵子委員長 陳情者への質問ではないので、委員会で諮りたいと思います。

失礼しました。そのほかございませんか。それでは質疑がないようですので、以上で質疑を終了いたします。参考人の樋口様に一言お礼を申し上げます。本日はお忙しい中、本委員会に御出席いただき、貴重な御意見を述べていただいたことに対して心より感謝申し上げます。頂きました貴重な御意見陳情は、今後、本委員会での審査で生かしてまいりたいと思います。本日は誠にありがとうございました。それでは、広報特別委員会を休憩いたします。御協力、誠にありがとうございました。それでは、暫時休憩に入ります。

午前 9 時 3 7 分 休憩

午前 1 0 時 3 0 分 再開

恒松恵子委員長 それでは休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。陳情書について質疑したいと思います。先ほど参考人に対して委員の皆様から質疑がなかったので、陳情の内容については、皆さんきちんと理解しておるものと判断しております。それに基づいて進めてまいります。まず 1、答弁を受けて、自分自身での評価を市民に公開することに何の意味があるか教えてください、についてです。皆様いかがですか。

松尾数則委員 この内容は、基本的には当然、自己満足であってはいけないともちろん思っています。進捗状況の報告とか成果の共有辺りも含めて、報告することに意義はあると私は思っております。

恒松恵子委員長 報告に意義や意味もあるけれども、自己満足で終わってはいけないということですね。そのほか何かありますか。

岡山明委員 今回、四つ項目があるんですけど、中身がちょっとよく分からない。1 番目の答えですけど、自分自身での評価を市民に公開することに

何の意味があるのか答えてくれということですが、この二つ目の質問の中に回答があると私は思うんです。二つ目の満足のいく答弁を引き出す。引き出せたか自己判断をし、それを市民に報告すべきではないかと答えは出ていますね。私自身この1番の答えは2番にあるという認識でおるということで1番の課題に対してのそういう評価を自分は考えています。

恒松恵子委員長　ということは、自己分析をすること、自分自身での評価については議会としては全く不要であるという趣旨かと思いましたが、よろしいですね。岡山委員。もう一度申し上げますと満足のいく答弁引き出せたかを自己分析することが大事であって、自分自身での評価を市民に公開することではないと。自分自身の評価でなく自己分析を市民に公開すべきであるという考えでよろしいですか。

岡山明委員　そういうことです。2番の質問の中に答えが明確に出ていますよね。自己分析しなさいということ、あと、市民にそういう報告すべき自己分析したことを市民に報告しなさいと明確に書かれている。陳情者から、答えを出されているという形で進めるということでもいいんじゃないかと思います。

恒松恵子委員長　陳情者のお話がありますが、議会、私たち委員会として反省すべきところであったという意味も含めて、自己分析すべきであったということですね。そのほかございませんか。

福田勝政委員　1番で答弁を受けて、自分自身での評価を市民に公開することに何の意味があるか教えてくださいとありますが、自然な本当の自分自身の気持ちを個人差もありますが、答弁を一般市民がどのように受け取られるかということで、何の意味があるかとありますが、それは今、陳情者がこの質問を出されたんで、そうかなという勉強しないといけないと思いますが、やっぱり自然な気持ちで、本当のことを本心でしゃべるのだから、答弁に対しての皆さんの意味があるかと。それは、答弁した

人に対する評価を当然されておると思うんですけどね。

恒松恵子委員長 福田委員は、一般市民に対して自然な気持ちで話すことに、いわゆる意味があるという御意見でございます。当初は開成町の動画を見て、新しいことを始めようという形で始めてまいりました。それが自分自身の評価になって、市民に対して意味が分かりにくかった。先ほどの陳情者の中でも、個人のSNSではないというお話もありました。議会として、全世界に発信していることを忘れるべきでないというお話もありましたが、そのほかございませんか。

矢田松夫委員 私はもう当初から、何の意味があるかと言っており、何の意味もないと言っています。終了後は、市民が議員の一般質問を聞いて評価するのは市民であると。だからその1番と4番については、陳情者の言われることに同感です。私は全くこのとおりだと思います。

恒松恵子委員長 はい、分かりました。評価は市民に公開することで市民が判断すべきであると。ただ、議会が公開することでも、市民が判断すべきというお考えは変わらないということですか。ですから、市民が判断すべき議会として、先ほど陳情者の発言の中で頑張りましたって、議員として当たり前でないかと。頑張りましたという判断も市民がすべきということよろしいですか。

矢田松夫委員 頑張りますという言葉が適当かどうかは別にして、それは4番目に書いてあるように自己満足、不満、愚痴、これが頑張りますにつながるかどうかは聞いた本人ですけど、やっぱり僕は、最初に言ったように、いわゆる何の質問をするか、どういうことを目的で一般質問するかというのは、事前の予告で流すのはいいけれど、一般質問が終わった後に、動画を流すことについては何の意味もないと。評価は市民がすべきだということ。ずっと言い続けてきたんですが、結果として、私も修正をさせられた動画を流したんですが、今、言ったように市民が評

価するのであって、そういう感想を述べたことについては修正をされましたけれど、私は一環として、その考えについては、違いはないということです。ただ、この1番が、先ほど何の意味があるのかということですが、それは2番で自己分析と市民に報告すべきと。これをクリアすれば何の意味があるのかというところはクリアできるんじゃないかと、一般的には私は思います。基本的に私は一般質問後の動画については必要なく、これは市民が判断すべきだと。事前は必要であると。それから、この陳情書を見てみますと、1番については、何の意味があるのかということとはさっき言ったように何の意味もないと。ただし、2番目の自己分析と市民に報告すべきということについてきちっとすれば、意味が出てくるんじゃないかと思います。

中村議会事務局次長　あまり書記側が発言していいのかは分かりませんが、矢田委員にお聞きしたいのが、市民が評価するというのは何を評価するってところがちょっと分からないので。皆さん分かりましたか。ショート動画自体か、一般質問の中身をという意味なのかを明確にしていた方がいい。

矢田松夫委員　一般質問の中身について、一般質問後の動画を撮るということでもありますので、一般質問終了後の動画自体が必要でないと。

中村議会事務局次長　もう一度言います。市民が評価をするというのは何を評価するとおっしゃっているのかを教えてくださいたいと思います。

矢田松夫委員　それは一般質問の内容、論点です。

恒松恵子委員長　それについては、例えば、地域交流センターでやっている議場の中継であるとか、例えば議会だより等で市民が判断するというお考えでよろしいですか。

矢田松夫委員　それも一つの判断材料と思いますが、やっぱり、議員が一般質問する中継なり録画の視聴をした方がどのように判断するのかということです。

恒松恵子委員長　はい、分かりました。ショート動画で告知する必要はなかったと初めからおっしゃっておいりましたので、

岡山明委員　議会基本条例の第26条に、議会広報の充実と書かれています。議会は情報技術の発展を踏まえ、多様な広報手段を活用することにより、独自の視点から分かりやすく情報を発信し、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動を努めますと。第26条の解説では、議会独自の視点を取り入れる工夫としては、議案に対する賛否を示したり、一般質問への意気込みや内容やその後の評価を発信したり、積極的に傍聴の機会を提供したりしながら広報活動を行っていくと書かれています。議会独自の視点を取り入れて工夫してくださいということで広報の充実が議会基本条例にも書かれています。今回は最初の1問目の回答を受けての自身でのそういう判断と書いていますね。答弁を受けてという話です。今回、初めて動画撮影の取組ということで出した状況もありますけど、これも前の時点でこの撮影に関する取決めは何もなかったという状況でなかつ、最初は30秒だったんですね。30秒の間で、私はちょっと厳しいという状況で、最後に副委員長からは頑張りますという話が出たときに、申し訳ないけど、参考人から頑張りますがおかしいでしょうと。しっかり頑張ります、今後も頑張って、それはおかしいという評価は個人的に議員として、例えば一般質問も一緒ですけどやっぱり最終的には頑張りますという表現としては使うという、私は個人として議員として大事にするということだと思っています。

恒松恵子委員長　趣旨は分かりました。当初は議会基本条例の第26条、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段ということで、以前はフェイスブックで、私たちの委員会が発足してから、インスタグラムでの広報を始

めました。それではまだ足りないから、一般質問にも関心を持ってもらおうということで始めております。

松尾数則委員 自己評価を市民に伝えることは、僕は決して悪いことじゃないような気がするんですよ。それが確かに先ほど言いました自己満足であっちゃいけないような気がしますけれど、地域の将来に成り立つような情報であれば、決して僕はおかしなことじゃないと考えています。

恒松恵子委員長 自己評価について、もう少し自己分析等を含めて、頑張りましたとか抽象的な言葉でなく、それは市民が知りたいことをショート動画で公開するという形で最初なかったものですから反省をしております。ほかはございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、次の陳情の2番でございます。こちら今、先ほど岡山委員から自己満足で終わるのではなく自己分析が必要であったという御意見もございました。そのほかありますか。

福田勝政委員 満足のいく答弁ということは、本人が100%満足して、大体答弁を述べたと思うんですけど、やはり反省されて、自己分析し、これはやはり市民に報告すべきと僕は思います。書いてありますけど。

恒松恵子委員長 市民に報告すべき在り方が前回の一般質問の発信方法として過ちであったのではないかと理解しております。市民に報告をすべきとは、議会広報活動として重要であるとは思っております。そのほか、いかがでしょうか。2番についてはもちろん委員会としては考えていますということですね。

岡山明委員 2番の答えは、私はこれが全てだと思います。答えになっていると思います。

恒松恵子委員長 陳情が出るまで委員会としては気づかなかったことも大変反

省すべきところではあると思います。

矢田松夫委員 2 番については、陳情者の言われるそのままであります。

恒松恵子委員長 矢田委員も陳情者のおっしゃるとおりとのことでございます。

皆さん、そういう意見を集約しますと、陳情者の御意見そのままで、こちらとしては反省すべき点が多々あったということになるかと思えます。そのほかは、ないようですので、次の 3 番目、上記 1 に関連して、納得いかない答弁であった場合、質問者に問題があったのか、市長に問題があったのかを自己分析し、それを市民に報告すべきではないかと考えるがお答えください。こちらに対しては、いかがでしょうか。

矢田松夫委員 このまま、そのとおりでありますけれど、これらを含めて、動画時間の 1 分以内でこれらについて述べるか、どうなのかというのは、今後の検討事項に入ります。

恒松恵子委員長 矢田委員につきまして、答弁の内容と市民に報告するには、1 分以内では短いのではないかとということでございます。当初は、あまり長いとだらだらとして、今、若い世代に向けては短めの動画がいいと。また、情報発信手段として、議会として持っている形態からの発信では 1 分以上も可能なんではないでしょうか。時間についてちょっとお尋ねします。

末岡議会事務局議事係書記 SNS に投稿できる時間ですが、1 分以上となりますと、ちょっと難しいと考えております。1 分 30 分であると入らないので、1 分が最大かと考えます。

中村議会事務局次長 今、末岡が言ったのがまず、時間の制限が少しあるのが一つ。それと今、委員長が先ほど少しおっしゃったように、目にとまりやすいという、そのことを考えるとショート動画で見ていただきやすい時間というのが 1 分前後と言われても余り長いと途中で見なくなってし

まうというのもありますので、事務局は適切な時間であろうとは思っています。時間制限も含めて、いい時間ではないかなと思っています。なので、さっき矢田委員がおっしゃった、時間が短いというのは例えば質問項目が全部4項目あって、全部言うとなので、今回についてはこの項目についてっていうことを最初におさらいをしてそれについての論点整理をしたような、いわゆる自己分析ですかね、一般質問についての、うまくまとめられることが議員に求められているということで御理解いただいたらと思います。一般質問が終わってから論点と回答を出しますが、これが動画になって短いバージョンというイメージなのかなという気がします。

恒松恵子委員長 矢田委員、1分以内ではということがありました当初のとおりに、やっぱり1分以内で皆さんに要約していただくという方向で行くべきでないかと思っております。3番に対して、そのほか御意見は。

矢田松夫委員 今回例えば質問者が9人とする。これは増えたらどうなりますか。今、言ったように1分以内とか1分30秒とか、そういう縛りが人数によってありますか。

末岡議会事務局議事係書記 こちら1人で一つのアップになります。まとめる時間ではありません。ですので、質問者が9人でしたら9個の動画が上がるようになります。

恒松恵子委員長 ということで、質問者が少ないから、一人の持ち時間が増えるというわけではなく、もう1人1分以内は原則であり、機械の性質上と市民が閲覧上、やはり1分以内が望ましいと思われま。

岡山明委員 私もよく分からないですけど、例えば一般質問の中で、終わった後の動画のときに、一般質問の1項目に対して1分以内であればよいという話だから、今後そういう考え方もあるということですか。

中村議会事務局次長 イメージとしては1人につき持ち時間1分と思ってください。簡単に言えばです。一般質問される方によっては、大きい項目の質問が一つの方もいらっしゃる、四つの方もいらっしゃると思います。やはり四つ全部をこういう質問をしてこういう論点でした。執行部に対してこういう質疑、質問したけども、こういう回答が得られませんでしたとかいうような動画を今からつくっていくという話をまた後ほどされるんだと思います。それを4項目全部されるのは難しいでしょうから、そういう議員におかれましては、何か大きい質問の1項目を絞っていただくのがいいのかなとも思いも思います。全部4項目をしろとかしないとかは多分委員会でこれまでも決めていないと思います。そこはまた決めればいいんでしょうけど、事実上、1人持ち時間1分で考えると、一般質問で4項目とか5項目とか複数ある方は全部言うのは難しいんじゃないかなというのが、事務局の見解です。

恒松恵子委員長 それはもう1人1分の動画を何点か発信ということも考えられないことはありませんが、今のところはもう1人1分以内でまとめていただくことを前提としたいと思います。そのほか自己分析で市民に報告すべきとか、質問者に問題があったのか市長に問題があったのか、その辺りについては何かありますか。

矢田松夫委員 私が言ったのは、最初の事前動画は何項目か並べて1分以内にしゃべればいいけど、事後の動画については、やっぱりその一つに項目を絞って、創意工夫をするということでもいいんじゃないかと思います。

恒松恵子委員長 一つの項目に絞れば1分で十分市民に伝えられるということですね。そういう御意見もありますが、議員によっては2項目も1分以内なら話せるという方もいらっしゃると思います。その辺りはいかがですか。

岡山明委員 今の部分は私が質問したんですけど、今回のとは違いますよね。
ちょっと修正していただければと。

恒松恵子委員長 失礼いたしました。今回の陳情書とは違いますので動画の撮影方法、時間等については、こちらでは割愛します。そのほか陳情書の3番に対して。

岡山明委員 3番もやはり答えが2番じゃないんですけど、自己判断しなさいと2番目に書いていますよね。自己分析しなさいという表現されているから、私はこの答えもやっぱり2番にあると思っています。

恒松恵子委員長 2番は陳情者のおっしゃるとおりということで、それを市民に報告すべきであるということでございます。2番の自己分析につながるということで、岡山委員がおっしゃったということでよろしいですね。（発言する者あり）そうですね。質問者に問題があったのか市長に問題があったのかを、自己分析して市民に報告すべきということですね。これについては引き続き求めていくとか、状況を注視するとか、市長、市執行部からの答弁を自己分析して市民に伝え報告すべきということかと思います。そのほかは何かありますか。納得いかない答弁であった場合に、質問者自身に問題があったのか、市長、市の体制に問題があったのかを自己分析した動画にすべきではないかという御意見でございますので、そのように今後は進めていくべきでないかと思います。

松尾数則委員 この問題は、先ほど矢田委員が言われたように、1分では絶対難しい。別の手段を考えるべきというような気がしますけどね。論点とはに移すとかね。

恒松恵子委員長 情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用ということなので、それについて例えば今、広報活動して、論点と回答とか、そのような文字でもやっておりますが、やはり映像で流すことに意味がある

と思います。それはやっぱり一般質問された方が1分でまとめていただきたい。それに時間の話になるとこの陳情書の論点から外れますので、その辺りはまた改めて検討したいと思います。そのほかございますか。それでは3番は終わりますして、4番、上記2、3を踏まえて今一度質問しますが自己満足や不満・愚痴を市民に垂れ流すことに何の意味があるのかお答えくださいということで、音声データでございましたとおり自己満足を市民に垂れ流すというか、公開してしまったことに何の意味があるのかお答えくださいということです。いかがでしょうか。

松尾数則委員　ですから、それは自己満足ではないんですよ。例えば、ここまで努力してきた結果がこういう結果を上げましたとか。そういう報告になればいいんじゃないかなと。いろいろ具体的な、また客観的な回答を得られるような状況をつくられれば、報告できればいいかなという気がしますけど。

恒松恵子委員長　そうですね。今、資料3で出しました答弁を受けて、自分自身の評価でなく、動画をつくっていくという御意見でよろしいですか。そのほかは。

矢田松夫委員　この4番については、そのとおりで、動画に登場した、一般質問した議員への警鐘、こういうことをやっちゃいけませんよということだと思います。そのことを公開することに何の意味があるのかというふうに1番に結びつくわけであります。ですから、これはそのとおりであって、今後の動画を撮るときの一つの工夫をせよということだと思います。市民に分かりやすいように、自己満足では駄目ですよ、不満や愚痴を流しちゃいけませんよと。そういうことを公開しても意味がないですよと私は受け取ったので、まさにこのとおりだと思います。

恒松恵子委員長　委員会で見切り発車してしまったことに対して、このように陳情を頂いたわけなので、私たちも十分な確認をして、進めるべきであ

ったと反省しております。そのほか何かありますか。今の御意見を踏まえて、資料3の一般質問の動画撮影について、自分自身の評価の一般質問終了後がありますので、修正案について、また考えていきたいと思っておりますので、暫時休憩とさせていただきます。

午前11時2分 休憩

午前11時15分 再開

恒松恵子委員長 それでは休憩前に引き続き、広報特別委員会を再開いたします。一般質問の動画撮影について、皆様の意見を踏まえて修正案をお示ししております。内容の統一性を持たせるというのは市民の皆様が動画を見たときに、ばらばらの映像でなく、山陽小野田市議会として、背景等を同じ状況にしたいということで注意事項を下記のとおり定めるということで、内容を読みますと、一般質問の前については、氏名、一般質問の内容、論点など具体的な例も挙げてあります。1分以内とする。そして次に一般質問の終了後でございます。先ほどから1分ではちょっと時間がという御意見も踏まえて映像で下に氏名と議員の名前が出ますので、氏名は必須項目でなくても、その分皆さんの時間が使えるのではないかと考えております。ここで一般質問の項目、執行部の答弁ということで、例について述べてあります。大井議員の一般質問動画がほぼこれに当てはまっておるのではないかと判断しております。そして、自己評価でなく今後の展望で、今後注視していくとか、引き続き市に対して求めていくとか、そのような点も皆様ぜひ一言入れていただきたいと思います。そして時間については1分以内で注釈といたしまして、一般質問の内容について、全ての大項目を言う必要はないが市民が見て分かりやすいように努めることという、以上修正案でございます。皆さん、御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、御意見はないようですが、一応念のために、会派のほうにお持ち帰りいただけたらと思います。この6月議会の一般質問の動画撮影につきましては、こちら

の修正案に基づいて、6月20日の本会議終了後に一般質問された9人の皆様の撮影をしたいと思っておりますので、会派の皆様ほか、御周知をお願いいたします。修正案について質疑等はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、御異議がないようですので、こちらに基づいて市民に分かりやすいそして意義のある、議会として恥ずかしくない動画をつくっていきたいと思っております。続いて、先ほど陳情者から参考人として、追加項目について7点ほど質問を頂きました。こちらにつきましては、陳情書からちょっと離れている、陳情と異なっていると受け止めております。委員長としては、この7点について、広報特別委員会として扱うべきではないと受け止めております。どのようにするか委員会にお諮りいたします。

松尾数則委員 委員長の判断に従います。

福田勝政委員 委員長と副委員長に一任します。

恒松恵子委員長 それではそのように御意見を頂きましたので、委員会として扱うべきではないという御判断を本日させていただこうと思います。本日はですね、委員会として扱うべきではないという判断をしたいと思えます。すみません。今後、こちらでは取り扱わないということです。

中村議会事務局次長 まず、委員長が投げかけられて、松尾委員は委員長の判断に従います、でしたかね。福田委員は正副委員長に一任というお答えでした。委員長は今、本日はの後、今後はという言い方をされたんですかね。扱わないということを言われたんですけど、なぜかを明確にしておかないといけないような気がします。投げかけられているので、ただ扱わないのではなく、どういう理由で扱わないということはきちんとこの委員会の場で、皆さんで決めたほうがいいんじゃないかなと思います。

恒松恵子委員長 これにつきましては、陳情書の内容から少し方向性がそれているということと、そのほか、参考人招致の際に陳情書に追加の質問が出た場合、過去の陳情者の参考人招致と整合性が取れない。以上２点の判断でございます。皆様、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）理由については以上２点でございます。それでは、そのほか何かございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは以上をもちまして本日の広報特別委員会を終了いたします。お疲れさまでございました。

午前 11 時 22 分 散会

令和 7 年（2025 年） 6 月 13 日

広報特別委員長 恒 松 恵 子